

住民説明会（第 12 回）

日時：平成 27 年 4 月 17 日（火）18：30～20：30

場所：旭区民センター

（司会）

皆様、定刻になりましたので、ただいまから特別区設置協定書についての住民説明会を開催いたします。私は本日、司会進行をさせていただきます大阪府市大都市局の課長で、片岡と申します。よろしくお願いいたします。続きまして、本日の出席者です。大阪府市大都市局長の山口でございます。

（山口大阪府市大都市局長）

よろしくお願いいたします。

（司会）

本日の説明者、部長の、太田でございます。

（太田大阪府市大都市局制度調整担当部長）

よろしくお願いいたします。

（司会）

後ほど、市長と区長が到着いたします。では、まず開会にあたりまして、大阪府市大都市局長の山口よりご挨拶申し上げます。

局長、よろしくお願いいたします。

（山口大阪府市大都市局長）

こんばんは。改めまして、大阪府市大都市局長の山口でございます。失礼してこの場からご挨拶をさせていただきます。本日は、本当にお忙しい中、特別区設置協定書の説明会にお越しをいただき、ありがとうございます。また、平素から大阪市政の推進につきまして格別のご協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

この説明会は先月、3月13日に大阪市会、3月17日に大阪府議会で、この特別区設置協定書の承認がされまして、来たる5月17日に大阪市における特別区の設置についての住民投票が行われますことから、法律に基づいて、法律というのは「大都市地域における特別区の設置に関する法律」という法律ですけれども、この法律に基づいて大阪市長が行う説明会でございます。

したがいまして、本日は橋下市長も出席をして、後ほど直接皆様方にご説明をさせていただきというふうに考えておりますけれども、その前にまず、我々事務局のほうから皆様のお手元にお配りをしておりますパンフレット、これに基づいて特別区設置協定書の内容、すなわち新しい大都市制度の内容について説明をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、最初におことわりをしなければならぬんですが、この特別区設置協定書に記載している内容、これについては、例えば「住民サービスがこのように充実します」とか、あるいは「新しいまちづくりをこのように進めます」とか、いわゆるまちの将来計画といったような内容のものではございません。

この特別区設置協定書は、このようなサービスをどうしていくのか、あるいは、まちづくりをどう進めていくのか、それを決める自治体、すなわち役所の仕組みをどのようにしていくのか、そういうことを記載しているものでございます。

具体的には、現在、人口 270 万人の政令市である大阪市を 35 から 70 万人の 5 つの特別区とし、皆様に選ばれた公選の区長・区議会を設けるということ。それと、今まで大阪市と大阪府が両方で担ってきた広域機能、これは役所の仕事の中でそういう分野があるんですけども、この広域機能といわれる分野を一元化するという。まさに自治の仕組みそのものをどうするかということ、皆さまにサービスを提供する役所の形・内容をどのようにしていくのかということに記載しているものでございます。

そういう意味では、今までにないものでございますし、なじみのない行政用語等もたくさん出てまいります。なかなか部分的にはご理解をいただくことが難しい部分もあらうかと思っておりますけれども、本日は 2 時間という限られた時間ではございますが、皆様方の住民投票に際してご判断の一助となりますように、我々、できるだけわかりやすい説明に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

最後に、種々の都合により壇上からの説明になること、また、入場の際に金属探知機での検査など、ご不自由なり、あるいはご不快な思いをされた方もおられると思っておりますけれども、その点について深くお詫びを申し上げますとともに、来たる 5 月 17 日の住民投票には、必ず投票に行ってくださいようお願い申し上げます、最初のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうかよろしくお願いいいたします。

(司会)

この後、パンフレットを使つての事務局説明を概ね 30 分行った後、スライド等を使って市長からの協定書の説明、残りの時間で質疑応答を予定しており、8 時 30 分の終了予定といたしております。

会場内では、特に携帯電話・スマートフォンの電源をお切りいただくか、マナーモードに設定の上、通話をご遠慮いただきたいと思います。と存じます。

本日の住民説明会は、ネット中継用と記録用にビデオカメラで撮影いたしておりますの

で、ご了承ください。お配りしている「皆様へのお願い」にお示ししておりますが、進行の妨げになるような行為、他の来場者の方々にご迷惑になるような行為はご遠慮ください。注意しても迷惑行為をおやめいただけない場合はご退出いただくことがありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。限られた時間の中で円滑に説明会を進めるために、皆様のご理解・ご協力が必要となりますので、何卒よろしくお願いいたします。

本日の資料ですが、説明パンフレット、A3の1枚もの、A4の1枚ものの3種類です。資料のない方、足りない方は、恐れ入りますが挙手の上、お近くのスタッフにお声掛けください。3点で、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、まず説明パンフレットを使いまして事務局よりご説明申し上げます。

太田部長、よろしくお願い申し上げます。

(太田大阪府市大都市局制度調整担当部長)

そうしましたら、皆さん、お手元にあります、この「特別区設置協定書について」というパンフレットに基づきまして、私のほうから説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。失礼いたします。

まず、3ページから4ページにわたって、見開きの「協定書のイメージ」がございます。こちらをご覧ください。まず、左側にあります「現在」に記載しておりますように、国におきまして、大阪市などの大都市における住民自治の拡充や二重行政の問題が議論されているところでございます。

具体的に大阪府で申し上げますと、1人の市長で270万市民の声にきめ細かに対応するのは難しく、それぞれの地域の実情を汲んだ施策展開よりも、市一律の住民サービスが行われているのが現在の状況でございます。

また、大阪市と大阪府の両方が広域機能の、点線の枠囲いにあります、産業・港湾などの事業を、全域に都市化が進みました狭い大阪府の中でそれぞれ別々で行っている状況でございます。これを、ページの真ん中から右側に記載しておりますように、産業・港湾などの広域機能を大阪府に移す。これら広域機能を大阪府に一元化することで、大阪都市圏の広がりを踏まえ、大阪トータルの観点から、大阪の成長、都市の発展などを推し進めてまいります。

そして、これら広域機能以外にも、住民の皆様身近な福祉や教育などの仕事を担う基礎自治体として、35から70万人の5つの特別区を新たに作ります。これによりまして、市長に任命された職員区長ではなく、住民に選ばれた5人の区長、区議会の下で住民の声をより身近に聞いて、市一律でない地域の実情や住民の皆様のニーズに応じたサービス提供を行っていくということです。これが、これから説明をいたします協定書のベースとなる基本的な考え方でございます。

それでは、順次、特別区設置協定書の内容についてご説明をいたします。

お開きいただきまして、6ページをお願いいたします。特別区設置協定書の内容のご

説明に先立ちまして、基本的な用語の意味といたしまして、「特別区」、「特別区設置協定書」につきましてご説明し、引き続いて今後のスケジュールをご説明いたします。

まずは、上側に「特別区とは」とあります。こちらをご覧ください。特別区は市民の皆様による選挙で選ばれた区長、区議会議員で運営されることになり、自ら税を徴収し、予算を編成して、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができます。

これに対しまして、現在皆様がお住まいの区は行政区と申しますが、区長は市長が任命をする職員であり、区ごとの議会はございません。また、自ら税を徴収し、予算を編成するなどの権限も持っておりません。

その下の中ほど、「協定書とは」をご覧ください。特別区設置協定書は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づきまして、特別区が設置される日、5つの特別区の名称と区域、特別区が担う仕事と大阪府が担う仕事がどうなるかなど、特別区の設置に際して必要となります事項を記載したものです。

次にその下、「今後のスケジュール」についてご説明いたします。特別区設置の賛否を問います住民投票につきましては、5月17日の日曜日に大阪市民の方を対象に実施をされます。この住民投票で、特別区設置についての賛成の票数が有効投票の半数を超える場合は、平成29年4月に特別区が設置されることとなります。反対の票数が有効投票の半数以上の場合は、特別区は設置をされません。

次に、7ページをお開きいただきまして、「協定書が出来るまでの背景・経緯」についてご説明いたします。中ほどの囲みをご覧ください。平成24年4月から、大阪府と大阪市の条例に基づきまして、大阪にふさわしい大都市制度推進協議会を設置をし、国に先駆けまして、大阪から大阪にふさわしい大都市制度について議論を行ってまいりました。

その下の中ほど、「参考」をご覧ください。こうした中、平成24年8月には、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」、いわゆる大都市法が制定されました。

7ページ下の囲みをお願いします。この大都市法の規定に基づき、平成25年2月に、大阪府・大阪市特別区設置協議会が設置をされました。23回にわたって議論を行い、平成27年1月に協定書（案）が取りまとめられました。その後、2月に、総務大臣から「協定書（案）について特段の意見はありません」との回答をいただき、3月には、府・市両議会において承認をされたところです。

続いて、協定書の具体的な内容についてご説明をいたします。

8ページの上の「特別区の設置の日」をご覧ください。住民投票で、特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超えた場合は、平成29年4月1日に、現在の大阪市域に5つの特別区が設置されることとなります。

続いて、その下の「特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数」についてご説明いたします。5つの「特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数」について、中ほどに地図と表をお示ししておりますので、ご覧ください。

まず、特別区の名称につきましては、大阪府・大阪市特別区設置協議会におきまして、

シンプルでわかりやすい名称ということで、北区、東区、南区、中央区とされたところで、なお、湾岸区につきましては、ベイエリア地域としての将来性を考え、湾岸区とされたところとす。

それぞれの特別区の区域につきましては、特別区設置協議会において、それぞれの区が歩んでまいりました歴史や、住民の皆様の移動・交流手段となる鉄道網の状況、住民の皆様に身近なサービスを将来にわたって安定的に担うに足る人口規模・大きさを備えているかなどの観点から、それぞれ地図に色分けをいたしましたエリアと決定されたものでございます。

なお、住之江区につきましては、咲洲、南港地域は港湾関連施設との一体性などから湾岸区、それ以外の地域は、町会や小中学校区などの住民の皆様のつながりを踏まえ南区となったところでございます。

次に、本庁舎の位置ですが、特別区設置協議会において、住民の皆様からの近さや交通の利便性などの観点から、北区は現在の大阪市役所本庁舎、湾岸区は現在の港区役所、東区は現在建て替え中の城東区役所、南区は現在の阿倍野区役所、中央区につきましては、知事、市長および議員から構成されます特別区設置協議会の議論による総合的な判断によって、現在の西成区役所となりました。

各特別区議会の議員定数につきましては、現在の大阪市会のトータルの議員数と同じ 86 名を、北区が 19、湾岸区が 12、東区が 19、南区が 23、中央区が 13 人と割り振る形で決まったところでございます。

また、議員報酬につきましては、市の条例に規定をする報酬額の 3 割減となっております。

一番下の枠囲みの「ひとくちメモ」に、現在の 24 区役所等の扱いを記載をしております。現在の 24 区役所および出張所などは、すべて特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務などを行うこととしております。住民の皆様の利便性が損なわれることはございません。

お開きをいただきまして、9 ページから 13 ページにかけて、各特別区の概要として、それぞれの特別区の区域、本庁舎、区議会議員の定数などを記載しています。あわせて、本庁舎とともに支所等についても、その位置を示しています。引き続き、現在の区役所等が支所等として残るものです。

また、一番下に、主要な統計数値も記載することで、それぞれの区がどのようなものになるかをお示ししております。

まず、9 ページの「北区の概要」で申しますと、現在の大阪市役所が本庁舎、現在の都島、北、淀川、東淀川、福島の各区役所、そして現在の東淀川区役所出張所が支所等として残ることになります。

また、北区は、下に記載の主要統計の昼夜間人口比率が 153%と、住んでおられる方々より通勤などで通って来られる方々が多い特性を示しています。また、15 から 64 歳までの生

産年齢人口が 69.4%と高い数値になっています。さらに、地図からも、都心へのアクセスも充実し、大阪経済の中核機能を担うビジネス都市としての性格が強い特別区と言えます。

10 ページの「湾岸区の概要」で申しますと、現在の港区役所が本庁舎でございます。現在の此花、大正、西淀川の各区役所、そして現在の住之江区役所南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。また、湾岸区は、一番下に記載の主要統計の工業出荷額が 1 兆 2,000 億円と、5 区の中で最も大きなものとなっております。上の地図からも、大きく海に開かれ、国内屈指の国際貿易港である大阪港を有し、西日本の物流拠点としての機能を担っております。こうした工業の集積、高い港湾機能に、ウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区と言えます。

11 ページをお開き願います。「東区の概要」で申しますと、現在、建設中の城東区役所が本庁舎、現在の東成、生野、旭、鶴見の各区役所が支所等として残ることになります。また、東区は、一番下に記載の主要統計の年齢別人口比を見ますと、15 歳未満が 12.7%、65 歳以上が 23.6%と、それぞれ高く、子育て世代や高齢者の皆様が多く住む地域であることがわかります。あわせて、多くの中小企業が集積をした地域でもあり、地域コミュニティに根ざした定住魅力、多くの中小企業の歴史という特性を併せ持った特別区と言えます。

次の 12 ページの「南区の概要」で申しますと、現在の阿倍野区役所が本庁舎、現在の平野、住吉、東住吉、住之江の各区役所、そして現在の東住吉区役所矢田出張所、平野区役所加美出張所などが支所等として残ります。また、南区は、下に記載の主要統計の年齢別人口比を見ますと、東区と同じように 15 歳未満が 12.9%、65 歳以上が 24.4%とそれぞれ高く、子育て世代や高齢者の皆様が多く住む地域であることがわかります。あわせて、あべのハルカスをはじめ、新しい商業施設や、学生が集う大阪市立大学、住吉大社などの歴史のある神社、環濠集落など、歴史と新しいものが融合した都市魅力あふれる、定住魅力ある特別区となっております。

お開きいただきまして 13 ページ、「中央区の概要」で申しますと、現在の西成区役所が本庁舎、現在の中央、西、天王寺、浪速の各区役所が支所等として残ることになります。また、中央区は、下に記載の主要統計の商業販売額が 18 兆 8,000 億円。5 区の中では最も高く、国内においても有数の金額を誇っております。また、昼夜間人口比率が 237%と極めて高く、さらに、高等学校、大学などの教育機関が多く立地する、多くの人が集まる西日本屈指のビジネス、商業が盛んな特別区と言えます。

こうした各区のそれぞれの特性を踏まえまして、特別区それぞれの実情や住民ニーズに応じたサービスを、5 人の区長・区議会の下で提供していくことになるものでございます。

次に 14 ページ、「町の名称」についてでございます。現在の行政区の名称は、地域の歴史や文化を踏まえ、長年使用されてきたものです。特別区の町名を定めるにあたりましては、原則、新たに設置をする特別区の名称と現在の町名の間、現在の行政区名を挿入することを考えております。

具体的に申しますと、本日、旭区ということでございますので、新しい特別区では東区

となりますが、その例でまいりますと、例えば、城東区中央を東区城東中央、東成区深江北を東区東成深江北、生野区新今里を東区生野新今里、旭区千林を東区旭千林、鶴見区放出東を東区鶴見放出東となることを考えております。

今後、一番下に「ひとくちメモ」にありますように、特別区の設置が決まった場合には、例えば町単位で、現在の町名の前に行政区名を追加するかどうかは、市民の皆様のご意見をお聞きして決定してまいります。

続きまして、お聞きいただきまして 15 ページ。「特別区と大阪府の事務分担」をご覧ください。ここでは、特別区と大阪府が行う事務、これから仕事ということで申し上げますが、この役割分担を示しております。この仕事の役割分担が、特別区の仕組みづくりの根本となるものです。その仕事に応じまして、後ほど説明いたします職員体制、つまり、人をどうするのか、特別区と大阪府でどのように税源、つまり、お金を配分し調整するのかなどが決められているということです。

まず、「基本的な考え方」をご覧ください。現在、大阪市は、保育や保健所、小中学校などの住民の皆様にも身近な仕事とあわせて、広域交通基盤の整備や成長分野の企業支援などの広域的な仕事も行っております。この広域的な仕事の部分につきまして、大阪府との間で二重行政の問題といったことがいわれております。これは、広域的な仕事を大阪府に一元化して、国で議論がなされておりますいわゆる二重行政の問題を解消し、大阪府が大阪全体の成長などに関わる仕事を行うことにします。

そして、特別区では、選挙で選ばれた区長・区議会の下、先ほど説明いたしました、それぞれの区の特色などに応じて、住民の皆様にも身近なサービスが提供されることになるものです。大阪府と特別区で仕事をきっちり分けて、役割分担を明確化するということがございます。これまで大阪市が大阪府と同様に担ってまいりました交通基盤整備などの広域的な仕事は、大阪府で担うこととなります。したがって、特別区は住民の皆様にも身近なサービスを担うことになり、大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなるものです。現在、大阪市が行っております仕事は、大阪府と特別区が行うことになるものです。その際、大阪市の仕事の引継ぎにあたりましては、現在の大阪市のサービス水準は維持されることになっております。つまり、現在、大阪市が行っております仕事の担い手が大阪府と特別区に代わりますが、現在の大阪市のサービス水準が変わるものではありません。

次に、お聞きいただきまして 17 ページ、「職員の移管（特別区の職員体制）」をご覧ください。ここでは、特別区と大阪府の職員体制に関する考え方を示しております。

上の「基本的な考え方」に記載しておりますとおり、特別区と大阪府は、先ほどの仕事の役割分担に基づきまして、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう、最適な職員体制を整備をします。

中ほど以下の「職員の移管（イメージ）」をご覧ください。平成 29 年の特別区設置直前の職員数は、大阪市と大阪府を合わせた概数で左下に記載のとおり、77,100 人を見込んで

おります。その右の記載ですが、特別区設置当初には、特別区、一部事務組合、大阪府の合計で 77,300 人に増える見込みです。これは、現在の大阪市の職員構成におきまして技能労務職員が非常に多くなっており、特別区の職員体制を整備するにあたり、技能労務職員以外の事務職員等を増員する必要があると見込んでいるものです。その後、行政改革などにより、職員の効率化を進め、同じく概数で 75,600 人になると見込んでおります。

次に 18 ページ、「特別区の行政組織（イメージ）」を示しております。組織の名称はあくまでもイメージでございまして仮称でございしますが、5 つの特別区においては、選挙で選ばれた区長の下、危機管理や教育などの部局を備えた行政組織が整備され、地域の実情に応じ、独立した自治体運営がなされることとなります。また、これまでの区役所などで担ってまいりました住民サービスの窓口は、特別区になっても、現在の 24 区役所や出張所等で引き続き行いますので、住民の皆様の利便性が損なわれることはございません。

続きまして、19 ページをお開き願います。「税源の配分・財政の調整」についてご説明をいたします。

まず、一番上の所をご覧ください。税源の配分とは、税金の種類ごとに特別区の税金になるのか、大阪府の税金になるのかを決めることとさせていただきます。

財政の調整とは、先ほど説明をいたしました仕事の役割分担に応じて、それぞれがきちりサービスを提供できるよう、必要な財源、これからお金ということで申し上げますが、これを特別区と大阪府に分けることとさせていただきます。あわせて、各特別区に配るときには、特別区ごとで収入に大きな差が出ないように調整することとさせていただきます。「基本的な考え方」に記載をしておりますが、財政調整を行うことで、各特別区で子育て支援や児童相談所など、必要なサービスが提供できるお金を確保し、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないようにいたします。これにより、お金の面からもサービス水準が維持をされます。あわせて、大阪府には大阪市から移される大阪城公園のような大規模公園や、広域的なまちづくりなどの仕事に応じたお金を配分します。これは、あくまで市から大阪府に移される仕事に必要なお金が配分されるということとございまして、大阪市から大阪府にお金だけが移るということではございません。

その下の枠囲みをご覧ください。これらの特別区と大阪府に配分するお金は、大阪府の特別会計で管理をいたしまして、その配分割合は、特別区設置後 3 年間は毎年、その後、概ね 3 年ごとに大阪府特別区協議会で検証をいたします。その際、大阪府が受け取るお金につきましては、大阪市から移される仕事に使われているかどうか、これを検証いたします。

その下の「特別区の財源（イメージ）」をご覧ください。皆様から納めていただく税金につきましては、大阪市から大阪府に移された仕事に使用されるものを除いて特別区のサービスに使われることとなります。そのイメージを表したものでございます。

次に、21 ページをお開きください。「大阪市の財産の取扱い」についてご説明をいたします。ここでは、市民の皆さんが日ごろから利用されている施設をはじめ、現在、大阪市が

持っております株式などさまざまな財産が特別区に引き継がれるのか、大阪府に引き継がれるのかを記載をしております。「基本的な考え方」に記載をしていますが、まず、学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産、これは先ほど説明をいたしました特別区と大阪府の仕事の役割分担に応じて、それぞれ引き継がれることとなります。これまで大阪府が提供してまいりましたサービスを、これからは特別区と大阪府が提供していくことになるものです。サービスの提供者が変わるということだけで、市民の皆様が日ごろから利用している施設が決して使えなくなるということではございません。これまでどおり、当然使えるものです。

次に、株式や大阪府がさまざまな目的のために積み立ててまいりました基金、いわゆる貯金などにつきましては、大阪府が担う仕事にどうしても必要なものを除いて特別区に承継されることとなります。

その下の枠囲みをご覧ください。例えば高等学校などの財産は大阪府に引き継がれますが、将来それらの大阪府の仕事が終了した場合にその財産をどうするのか、その取扱いにつきましては、大阪府・特別区協議会で協議をいたします。その際には、もともと市民の皆様が築き上げてきた財産であることを充分踏まえて考えていくこととなります。

次に、23 ページをお開きいただきまして、「大阪市の債務の取扱い」についてご説明をいたします。ここでは、大阪府がお金を支払う義務、債務をどうするのか記載をしております。債務の主なものといたしまして大阪市債ということで、いわゆる借金でございますが、「基本的な考え方」に記載をしておりますように、大阪市債は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、仕事の役割分担に応じまして大阪府と特別区が負担をいたします。大阪府と特別区の負担額は、先ほど説明いたしました財政調整などによって、必要な財源が確保されます。これにより、これまでの債務は確実に返済されるものでございます。

次に、「一部事務組合、機関等の共同設置」について説明します。24 ページをお願いをいたします。上にありますが、一部事務組合、機関等の共同設置とは、5つの特別区が連携をいたしまして効果的・効率的に仕事を行う仕組みのことです。一部事務組合につきましては、5つの特別区の区長や区議会議員がメンバーとなって運営されるものです。こうした仕組みを使いまして、大阪府内でも31の一部事務組合がさまざまな仕事を行っております。長年にわたって安定的に運営をされております。

今回、5つの特別区が一緒になって作ります一部事務組合で行う仕事は、平成30年に都道府県に移すという関係法案が国会で今、議論されております国民健康保険事業や、1つに集約をいたしまして処理するほうが効率的なコンピュータシステム、そして、中央体育館の管理などでございます。あくまで特別区が担う仕事は、各特別区において行うことが原則であり、一部事務組合で行う仕事は、特別区のすべての仕事のうち約7%だけとなっております。

次に、お開きいただきまして25 ページをご覧ください。こちらのほうで、「大阪府・特別区協議会」についてご説明をいたします。大阪府・特別区協議会とは、大阪府と特別区

が、特別区において必要な住民サービスを提供できるよう話し合う場のことでございます。

中ほどの「大阪府・特別区協議会のすがた」をご覧ください。東京にも同様の協議会がございしますが、メンバーは東京都知事、副知事、都職員に23区の区長の中から選ばれました8人の区長となっております。これを大阪では、大阪府知事と5つの特別区のすべての区長を基本メンバーといたしております。そして、これまで説明してまいりました特別区の仕事に必要な金の確保・配分や、大阪府が引き継ぐ財産について大阪府の仕事が終了いたしました場合どう取り扱うかなど、特別区にとって大事なことについて話し合いをしていくこととしています。あわせて、これも東京にはない仕組みですが、スムーズな調整を図るため、有識者などで構成をいたします第三者機関を設けることとしております。

次に、26ページをご覧ください。こちらで「各特別区の長期財政推計(粗い試算)」についてご説明をいたします。

上の「推計の目的・位置づけ・まとめ」をご覧ください。この財政推計は、現在の大阪市のサービスを前提に、特別区を設置した場合に、5つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものです。この推計、税収の伸び率など一定の前提条件を設けた上で行った粗い試算であることから、それぞれの数値につきましては相当の幅を持って見ていただく必要がございますが、推計結果からは特別区の財政運営は充分可能ということになっております。

その下の枠囲みに記載をしておりますが、特別区全体を合わせた推計は、下のグラフにあるとおりでございます。財源活用可能額、これは使うことができるお金の額ということでございます。それが徐々に拡大をしまして、平成45年度には、棒グラフにありますように、約292億円、29年度から45年度までの累計、折れ線グラフにあります2,762億円となる見込みです。この財源活用可能額を利用いたしまして、各特別区のほうでは今までの仕事を拡充したり、サービス水準を良くしたり、住民の皆様が必要としている新しいサービスを行うことができるものです。

次の27から29ページでは、5つの特別区それぞれの財政推計を示しておりますので、またご覧ください。

最後に、31ページと32ページをご覧ください。皆様からよくいただいております質問とそれに対する答えを載せさせていただいております。よくある質問といたしましては、「特別区になっても住民サービスは維持されるの?」、「これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるの?」、「これまでの地域のコミュニティや地域の行事などはなくなるの?」、「今ある区役所がなくなるの?」、「町名は変更になるの?」、「運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きをしないといけないの?」、「特別区の設置後に、区名や町名を変更することはできるの?」、「大阪府は大阪都に名称が変更になるの?」といったものが挙げられております。

こういったご質問に対しまして、それぞれ回答を記載をさせていただいておりますので、後ほどまたご覧をください。

私からの説明は以上でございます。

(司会)

それでは、ここで市長と区長が到着いたしました。

よろしくお願いします。

ご紹介申し上げます。橋下市長でございます。

旭区 小川区長でございます。

それでは、市長より、スライド等を使いましてご説明を申し上げます。

市長、よろしくお願いします。

(橋下市長)

皆さん、本当にお忙しい中、このようにお集まりいただきまして、ありがとうございます。日ごろより大阪市政にご協力いただきまして、いろいろとありがとうございます。今日は、特別区設置、いわゆる大阪都構想について、大阪市役所として説明をさせていただきます。皆様の住民投票で大阪の未来が決まるという重要な住民投票、5月17日でありますので、今日、皆さんが判断するにあたって、少しでもその判断材料になるように説明をさせていただきますと思います。

ちょっと着席をさせてもらいます。すみません、今日はこれ3回目にして、ちょっと舌が回らなくなってきて滑舌が、まあ普段も悪いんですけど、かなり悪くなってるので聞き取りにくいかわかりません。ちょっとそこはご了承ください。

まず冒頭にお伝えしたいことがあるんですが、今回のこの説明会にあたって、自民党・民主党・公明党・共産党の、この特別区設置、いわゆる大阪都構想、これからちょっと大阪都構想という形で言わせてもらいますけれども、こちらのほうの説明会に参加をしてもらうようお願いをしたんですけど、反対している人たちに。でも、断られてしまいました。ですから、ここに来て、「何か違う、意見が違うというのであれば言ってくださいね」ということを自民党・民主党・公明党・共産党の皆さんにはお願いをしたんですが、参加を断られたという経緯があることはお伝えしておきます。

また、今回の説明会にあたってですね、後に質疑応答の時間を設けさせてもらいますが、「橋下の主張だけを一方的に聞かされて、これはおかしい」と言われる方も多分いらっしゃると思いますが、この趣旨を説明させてもらいますと、今回、皆さんの判断をしてもらうために、先ほど大都市局から説明をさせたこの特別区設置、いわゆる大阪都構想、こちらの中身を説明させてもらいましたが、これをなぜ提案をしたんだということのその理由、これも非常に重要ですので、こちらをまずきちっと述べさせてもらいたいと思います。

と言いますのは、ここに書かれていることは解決策なんです。ですから、大阪にある問題、大阪にあるいろんな不都合な問題と申しますか、そういう問題を解決する方法としてこれを提案しましたので、じゃあ、その大阪に存在する問題というものは何なのだと、何

を解決することを目的としているんだと。その目的とか、大阪に存在する問題というところをきちっと説明をさせてもらわないと、皆さんは、本当にこのいわゆる大阪都構想というものが解決策としてふさわしいのかどうなのか判断ができませんので、まずは、この解決策、大阪都構想という解決策がめざしている目的、まさにこれを提案したその提案理由、これをきちっとまず述べさせていたいただきたいと思います。

そして、最初に話す内容もちょうと確認させてもらいたいと思いますので、正直にお答え願いたいんですけども、お気遣いなく答えていただきたいんですが、先ほどの大都市局の説明で、「もう充分わかった」という方、どれぐらいいらっしゃいます？ ああ、そうですか。

「なんとなく、わかった」という方、どれぐらいいらっしゃいます？

「なんか、ようわからんわ」という人は？「さっぱりわからんわ」という人は。ああ、そうですか、すみません。

これ、本当にきちっと説明すると、もう大学の講義で2年、3年かかるような話でもありますので、本当にこれからの1時間ぐらいで全部説明できるかというところが、まあ、あるんですけども、わかりました、今の状況の中でちょっと説明をさせていただきます。

まず、繰り返しになりますけれども、このいわゆる大阪都構想というのは解決策です。手段なんです。手段です。じゃあ、何を目的としているのか、なんでこんなものを提案したのか、そこをまず皆さんにご理解していただかなければなりません。

僕は、大阪府知事と大阪市長という職を経験して、大阪には重大な問題があると、そういう認識に至りました。それは大阪の中の役所、大阪府庁と大阪市役所というものが全く仕事の整理ができていないなということを感じました。そして、大阪府庁と大阪市役所に相当問題があるなという認識に至りまして、この役所の問題を解決するために、今回このようないわゆる大阪都構想というものを提案したんです。

ですから、大阪府知事、大阪市長の経験を基に、大阪府庁と大阪市役所にどのような問題があるのか、そして、このいわゆる大阪都構想によって、役所のどのような問題を解決しようとしているのか、その目的、そこをまず皆さんに聞いていただきたいと思います。

まず、大阪の役所の問題点、大阪の問題、1つは二重行政というものです。これはよく皆さん、言葉で聞いたことがあるかと思うんですが、大阪府庁と大阪市役所がそれぞれ同じような仕事をやっている。しかも、この同じような仕事の中身というものは、大阪全体に関わる仕事を、それぞれ大阪府庁と大阪市役所がそれぞれやっているといること。これが問題だというふうに僕は感じています。

例えばこれ、大阪市役所がやっているんです、この市立大学。これ市民のためだけの仕事じゃないんです。市立大学の学生さん、3割ぐらいが大阪市民です。7割ぐらいが大阪市民以外なんです、学生のうちです。港も、これは大阪市民だけの港ではありません。利用しているのは大阪府民全体。この大阪港に荷物が入って、大阪府全体に荷物が配送されます。もっと言えば、関西の府県民が大阪港を使っているというふうに言ってもいいと思

います。大阪市民のためだけの仕事ではありません。

病院。これは、都島区にあります総合医療センター。これも素晴らしい病院ですけども、大阪市民だけが患者ではありません。非常に素晴らしい病院ですから、5割ぐらいは周りの守口とか門真とか、周りの市町村の住民の皆さんが使っているという状況です。

すなわち、大阪市役所がやっているこれらの仕事というものは、大阪市民のためだけにやっている仕事ではない。大阪全体に関わる仕事であるんです。

「大阪全体に関わる仕事というのは、大阪府庁がやるんじゃないの？」と皆さん、思われていると思います。大阪府庁も大阪全体に関わる仕事をしています。病院・大学・港・同じような研究所。大阪府庁も大阪全体の仕事をやっている。大阪市役所も大阪全体の仕事をやっている。これを二重行政と僕は考えておりまして、これは非常に不効率じゃないかと。

これはもう、大阪全体に関わる仕事は、どちらかの役所が全部担当すればいいじゃないかと。こんな二重にやる必要はない。特に、後で説明しますが、大阪府庁が大阪全体に関わる仕事を全部引き受けたらいいじゃないか、そうしたら二重でなくなるんじゃないかというのが、今回の大阪都構想の提案なんです。

ですから、こういう二重行政、大阪府と大阪市がそれぞれこういう同じような仕事をやることを問題視するかどうかです。僕は、重要な問題、もう重大な問題だと思っています。こんな二重でやる必要はない。そして、これは今、二重になっていますけれども、今後とも二重になっていく可能性というものは消えません。ずっと、大阪全体に関わることを大阪府庁・大阪市役所でそれぞれやっていくのか、やっていくのがいいかどうか。この二重行政をなくさなきゃいけないというのが僕の問題意識でありまして、後で言いますけれども、この大阪全体に関わる仕事は全部、大阪府庁のほうに任せてしまおうというのが今回の大阪都構想です。これは二重行政の問題。これを非常に僕は問題視しています。こんなの、わざわざ2つの役所でそれぞれバラバラにやる必要ない。1つの役所がまとめてやったらいいと思っています。

次のこちらは、大阪市役所がいろいろ事業をやって、うまく行かなかった事例の一部です。額をそれぞれ見てください。こういう金額が、事業うまく行かなかった。ものすごい金額です。その中の一部は、皆さんの税金で返していかなきゃいけないとか、そういうものもたくさんあるわけです。

特に、オーク 200 というのは、ホテルへの投資事業なんですけども、このホテル事業がうまく行きませんでした。うまく行かなかった。そして、銀行のほうから大阪市役所が損害賠償請求というものをやられまして、結論はどうなったかと言うと、「650億円払え」ということになりました。10年間で650億円これから払っていきます、皆さんの税金です。1年間65億円。これを10年間払っていく。

そういうことを皆さんはどう思われるかということです。僕は、これはもう本当に重大な問題だと。こういう市役所の状態、今の大阪の役所の状態、これは絶対変えていかなきゃ

やいけないというのが僕の重大な問題意識です。これを何とかしなきゃいけない、こういう状況を。

そして、これは大阪市役所だけの話ではありません。大阪府庁もこういう状況です。

この額をそれぞれ見てください。うまく行かなかった事業の列挙です。こういう形で、大阪府庁・大阪市役所、今の状態でそのままいいのかというところで、僕は、これは違うと。やっぱり、こういう事業の失敗、二度とこういうことを起こしてはならないという思いが強くて、それで役所を一から作り直していく必要があるのではないかとということで、大阪都構想を提案しました。

この数字、よくご覧になってください。もう1ページ前、大阪市役所のほうの数々の事業、うまく行かなかったこの事例、この金額。これを見ていただきたいんです。これを僕は、何とか直さなきゃいけない、正さなきゃいけない、もう二度とこういうことを起こしてはならない、そういう問題意識から大阪都構想というものを提案したわけです。

この数々のいろんな事業のいろいろな失敗。大阪市民の皆さんは、大阪市民でもあり府民でもあるわけです。ですから、大阪市役所のいろんな事業の失敗と、大阪府のいろいろな事業の失敗、これダブルで皆さん、負担を負うことになるんです。

それがこういう状況です。こちらが大阪市民1人当たりの負担額、こちらが東京都民1人当たりの負担額です。見てください。大阪市民1人当たりの負担額は、東京都民1人当たりの負担額の3倍以上になってます。これが、皆さん市民1人分の負担額なんですが、色の付いてるこのオレンジ色のほうが大阪府分、こっちのほうが大阪市分。2つとも大きな負担をしてるわけです。それが皆さん、二重に乗っかってきてる。これが今の大阪府・大阪市の状況なんです。両方の役所がこれだけ皆さんに大きな、大きな負担を負わせている。こういう状況なんです。これを何とか解決しなきゃいけないというのが僕の問題意識です。

こちらは何かと言うと、東京都民1人当たりの負担額なんですが、こちらを見てください。この色の付いてるほう。こちらが東京都庁の負担分です。こちらのほうが特別区役所の負担分。まさに今回の大阪都構想でめざしている特別区役所の設置、この大阪市内に5つの特別区を設置しようとしています。僕は、こういう形の役割分担、役所の役割分担は、東京都庁と特別区役所のこういう役割分担というものをめざしていくべきではないかというふうに考えているわけです。

この負担割合、見てください。都庁が大きな負担をしている。特別区役所は、もうそんなに大きな負担はしない。ところが、大阪府と大阪市の関係は、大阪府も大阪市もこれだけ大きな負担をして、住民の皆さんに、市民の皆さんに負担を負わせているという状況。これは改めなきゃいけないでしょう？ この割合、この状況を改めなきゃいけないでしょう？ というところが、僕の大きな大きな問題意識の1つです。

じゃあ、それを、役所を作り変えることで、どうやって正していくのかということなんですが、先ほど大都市局から説明がありましたけれども、ちょっと重要な点なので、繰り返

返し説明させてもらいます。

パンフレットの3ページです。こちらのほうをご覧になっていただいても結構です。

これが大阪市役所の、役所の状況です。こちら、下のほうが大阪府庁の役所の状況。僕は冒頭に言いましたけども、仕事の整理が大阪府庁・大阪市役所でできていないということは、こういうことです。

大阪市役所の仕事のうち、皆さんが通常、一般的にイメージしやすい市役所の仕事、これは保健医療だったり、子育て支援、保育、高齢者支援、教育、小学校・中学校の教育と。通常の市役所の仕事として、皆さん、通常イメージしている仕事です。

それと同時に大阪市役所は、大阪全体に関わる仕事もやってるわけです。さっきの二重行政で説明をさせてもらいましたけれども、大阪市役所というのは、通常の市役所の仕事と同時に大阪全体に関わる仕事もやってるんです、大阪市役所は。そして、大阪府庁も大阪全体に関わる仕事をやっている。ここで二重行政というものが生まれる。お互いに、大阪市役所も大阪府庁も、大阪全体に関わる仕事をそれぞれやってるから、ここで二重が生まれる。

じゃあ、二重というものを解消するためにはどうしたらいいか。先ほど言いました。大阪市役所がやっている大阪全体に関わる仕事を全部、大阪府庁のほうに移してしまうんです。大阪府庁のほうで、もう全部やってもらう。そうすれば、見てください。この大阪全体に関わる仕事を今2つの役所がやっていますけれども、これを一本化して、今度は新しい大阪府庁に、もう大阪全体に関わる仕事は全部お任せすると。これで二重というものはなくなるだろうと考えたのが大阪都構想です。

こちらは新たな大阪府というふうになっていますが、法律を改正すれば、名前は「大阪都」になります。大阪都庁になります。ですから、もう大阪都庁にこの広域機能を一元化、大阪全体に関わる仕事は全部、大阪都庁に任せましょうと。そうすれば、二重ということはなくなるでしょうというのが大阪都構想です。

じゃあ、先ほどの、いろいろ市役所の事業の失敗。いろんな不動産の事業を失敗したとか、ホテルを建てて失敗した、損害賠償として650億円請求されたとか、いろんなああいう失敗を、じゃあ、どうやってなくしていくのか。僕は、役所を作り直すことで、ああいうことはもう防いでいこうというふうに考えたわけです。

どうということかと言いますと、大阪市役所の仕事をもう医療・教育・福祉、いわゆる東京の特別区役所と同じように、医療だとか、福祉、子育て支援、保育所の問題、それから小学校・中学校の教育の問題、ゴミの問題、大きな負担をしなくてもいい仕事にもう集中させようというふうに考えました。

こちらのほうを見ていただきたいんですけども、今回、住民に身近な仕事に今度は大阪市役所の仕事をそっちで集中するんです。そうすると、住民の皆さんに身近な仕事というのは、大きな負担というものは基本的には生じません。大阪府と同じような大きな負担は生じません。

ここで仕事の整理をきちっとやって、大阪全体に関わる、そして、大きな負担が生じる仕事は大阪府庁に。名前が変われば、大阪都庁に。そして、住民の皆さんに身近な、通常の皆さんが市役所の仕事としてイメージするような仕事に大阪市役所はもう集中させる。後でこの大阪市役所を5つに分けて特別区ということにするんですが、この大阪全体に関わる仕事は大阪都庁に、そして住民の皆さんに身近な仕事は特別区役所にもう仕事を集中させる。こちらの特別区役所は大きな負担がないようにすると。

こういう形で、パネルの4番。今は大阪府と大阪市で大きな負担をそれぞれ負っていますけれども、この東京都の仕組みのように、大きな負担は東京都庁に、そして、特別区役所はもう負担を負わないような、そういう市役所に作り直していこうと。これはもう、こういう割合のところですよ。直ちに1年、2年でこの借金が東京都のようになるというわけではありませんけれども、割合を、役所の役割分担をしっかりと一回整理をして、大きな負担を大阪府庁・大阪市役所がそれぞれ負うような役所の関係ではなくて、大きな負担は大阪都庁、名前が変わって大阪都庁に、そして、特別区役所は医療・福祉・教育に集中をして大きな負担を負わないような、そういう役所に作り変えていく。

このことによって、二重行政というものをなくして、そして、皆さんにこういう形で大きな負担をダブルで負わせるような、そんな状況はなくしていこうと考えたのが大阪都構想の理由の1番目です。

そして2番目。2番目は、大阪全体の発展を考える強力な役所が必要ではないかと考えたのが、この大阪都構想の2番目の理由です。皆さん、大阪全体の発展を考えてる役所、「それは、大阪府庁じゃないの？」というふうに思われるかもしれませんが、先ほどから繰り返し言っていますけれども、大阪全体の仕事は、今、大阪府庁と大阪市役所がそれぞれやっていますので、大阪全体の発展は、大阪府庁という役所と大阪市役所という役所のこの2つの役所が話し合いをしながら、協議をしながらやってるといようなことが今の現実です。

この協議・話し合い、うまく行くこともたくさんあるんですけども、やっぱり大阪府庁と大阪市役所が話し合いをしてうまく行かなかった例、たくさんあります。そこで、大阪全体の発展を考えたときに、これからも、大阪府庁・大阪市役所という2つの役所で話し合いをして物事を進めていくのか、それとも、もう大阪全体の仕事、大阪全体の発展は、大阪府庁、名前が変われば大阪都庁ですけども、大阪都庁に全部もう大阪全体の発展は任せるとか。ここで、大阪都構想、賛成・反対が分かれるところなんです。

大阪府庁と大阪市役所がそのまま話し合いをやっていけばいいという人たちは、大阪都構想反対になります。しかし、もう話し合いなんていう、もうそんなことじゃなくて、もう大阪都庁に全部任せたらいい、大阪全体の発展は、大阪都庁に任せたらいいという考え方は、大阪都構想賛成ということになります。

大阪全体の発展、発展というふうに言って、一体どういうことなのかと言うんですけど、まあ、大阪の経済の発展なんですけどね。例えば、僕は、大阪府知事、また、大阪市長の

経験で、常に大阪全体の発展、大阪の経済発展というものをいろいろ考えているんですけども、例えば、大阪にどう企業を呼んで来るのかとか...、これ、数字で企業のほうに、データのほうで。

大阪にどういうふうに企業を呼び込んで来るのか、大阪に企業をどうやって増やしていくのか、外国人観光客をどうやって、外国人観光客をどう増やすか。外国人観光客が増えると、大阪でいっぱい飲み食い買おうをしてくれて、景気が良くなるんですね。だから、どうやって外国人観光客を増やしていくか。

それから、これはデパートの販売額の増加率ですけども、今、大阪のデパートというものはものすごく景気が良くなってますけども、こういう形で商店といいますか商業取引がどうやって活性化するか。

それから、ホテルの稼働率。今、ホテルの稼働率高まってきて、大阪市のホテル、もう予約で満杯なんですけど、こうやって、どうやって外国の観光客、また、日本の観光客の皆さんにどんどん来てもらうのか、大阪全体の景気を良くするということは、有効求人倍率、大阪での仕事を増やしていくということも考えなきゃいけません。

どうやったら大阪の仕事が増えていくのか、大阪の仕事が増えれば失業率は下がります。どうやったら失業率が下がっていくのか。大阪の景気をやっぱり良くしないことには、皆さんの暮らしは良くなりませんから、大阪の景気をどう活性化していくかということ、やっぱり大阪府知事・大阪市長の大きな仕事の1つなんですよ。

このときに、大阪市内という視点で物事を考えるのか、大阪府域全体で物事を考えるのか、ここの考え方の違いで大阪都構想賛成・反対の考え方が分かります。僕は大阪府知事の経験からすると、今言った大阪の経済発展ということを見ると、大阪府域全体で物事を考えて、どう大阪に企業を呼んで来るのか、外国人観光客を増やすのか、ホテルの稼働率を上げるのか、商業取引を活性化させるのか、そういうことはもう大阪府域全体で考えなければいけないというふうに考えてます。

その理由は、事業所というものを見てもらいたいんですけども、事業所数で、これは大阪府の地図ですけども、真ん中の赤い所が大阪市のエリアです。この青い点々というのは事業所、経済活動の主体です。企業とか商店とかオフィスとか、経済活動の主体なんですけど、これを見ていただくとわかるとおり、赤いこの中に経済活動の主体というものがとどまっております。このように、もう青色の部分、いわゆる経済活動の範囲というものは、大阪市内を飛び越えて、大阪府域内全体に広がってるんです。白い所は山ですから、人の住むような所、事業所が建てられる、ビルが建てられる、商店が建てられる所はもう全部こうやって経済活動の範囲が広がってます。そこに事業所が全部広がっている。

それから、次のパネル。これは人の移動の範囲を表してる図なんですけど、このピンク色の部分という所で人の移動が行き来しています。大阪市内だけに人の移動がとどまっている状況じゃないんです、大阪というのは。大正時代までは、この大阪の人口のうち7割ぐらいが大阪市内に集中していたんです。だから、企業というか事業所とか人の動きとか

は、大体、大阪市内の中でとどまっていたんでしょけども、今はもう大阪市の枠を越えて、人も行き来するし、それから前のパネル、経済活動の範囲ももう大阪市の範囲を越えている。

こういう今の大阪の状況を見ると、大阪の経済発展というものは、大阪府域全体を見てどういうことをやっていったらいいのかということを考える時代にもうなったというふうに僕は思っています。そういうときに、大阪府庁と大阪市役所が話し合いをやって協議をしながらこの経済の活性化を進めていくのではなくて、もう大阪府庁、名前が変われば大阪都庁に経済の活性化策は全部お任せしていくと。経済の活性化策、大阪の発展のことはもう全部大阪都庁に任せていったほうが大阪は発展するんじゃないかという問題意識から提案したのが、今回の大阪都構想です。

実際に、ちょっと地下鉄の状況を見てもらいたいんですが、これ、東京の地下鉄の状況、鉄道のネットワークの状況です。地下鉄が13本のうち、10本が私鉄と相互に乗入れしてる、乗換えなく地下鉄と私鉄、行ったり来たりできるんです。

ところが、この前のページ、これは大阪市の状況ですけども、大阪の地下鉄は9本の地下鉄のうち3本だけです、私鉄と乗入れができるのは。これは技術的な問題がありますので、すぐに今日、明日、大阪市の地下鉄と私鉄が結び付くわけではありませんが、技術というものは進歩しますので、技術の問題というよりもこういう鉄道のネットワークというものは、大阪市内だけを見て考えたらいいのか、それとも、大阪全体を見て考えるべきなのか、その考え方なんです。僕はもう、地下鉄や鉄道のネットワークなんていうものは大阪全体を見渡して考えるべきだと。大阪府民全体の利益を考えて、地下鉄や鉄道のネットワークというものは考えるべきだと思ってます。

さっきも言いましたけども、大阪市営地下鉄の利用者、もう7割が大阪市民以外なんですから、大阪全体に経済活動が広がっているんですから、もう地下鉄や鉄道のネットワークを大阪府全体の広がりを見る、大阪府全体の視点で考えなきゃいけない。僕はそう思ってます。

旭区は今度、JRおおさか東線、今、駅を整備して、城北でしたかね？あれ。駅を開設してJRが通ります。でも、旭区のこのJRの線は今度、吹田市を通過して、そして向こうから新大阪のほうにつながっていくわけです。そういうときに、大阪市内のことだけを考えていったらいいのかどうなのか。この吹田市との関係とか、それから、おおさか東線は東大阪は通らないんですか、通ってますね。東大阪市も通ってますので、東大阪市との関係とか、そういうことも全部踏まえて、その鉄道ネットワークなんていうものを考えていかなきゃいけないんじゃないのかなというふうに思っています。

東京は、前の図、ごめんなさい、地下鉄のほうで。

東京は、地下鉄のネットワークは東京都が考えています。東京都が考えてるんです。これ、すごいですね。ネットワーク、後でお話ししますが、本当にこれはこんな状況になってますけども、これも1年や2年でこういう状況になってるわけじゃないんです。1年

や2年でこういう状況になってるわけじゃありません。何十年もかかって東京もこういう状態になってるわけです。

これは高速道路の例ですけれども、右が東京の状態です。この間、中央環状線という高速道路ができました。東京のほうで開通しました。この高速道路によって、新宿から羽田空港まで今まで車で40分かかっていたのに、この高速道路の開通で20分で羽田空港まで行けるようになりました。また便利になってます、東京は。便利になれば企業も来る、人も集まる。本当に便利な町になってますね。

この中央環状線というものは、池袋、新宿、原宿、渋谷と、東京のど真ん中を通ってるわけです、繁華街の。あんな所に高速道路をどうやって通したのかと思ったら、地下に高速道路を埋めて、地下をバンバン車が走ってるわけです。でも、これは40年前の計画が今実現できたんです。やっと40年かかって。40年かかるんですね、こういう大都市が便利になるという話は。

こちら左のほうは、大阪の高速道路の状況です。これは阪神高速の環状線になりますね。この外枠に近畿自動車道、それから、これ阪神高速の大和川線、これ湾岸線。これで輪っかを作ろうということで、ずっと大阪も頑張ってるわけです。

ところが、この赤の部分がなかなか進まなかったんです。なぜかと言うと、ここ右部分、この辺りが大阪府の担当なんです。こっちは、左のこの辺りが大阪市の担当なんです。大阪府と大阪市で話し合いがつかなかったんです。で、ずっと進まなかった。今回、僕と松井知事で、僕と松井知事は同じ政党ですから、代表・幹事長の関係なので、もう一緒にやろうと。大阪全体のために。これは大阪全体を発展させるための高速道路なので、これはもうやろうというふうに決めました。

決めましたけれども、実際に出来るまでに20年か30年かかります、今から。そういうものなんです、大都市の発展というのは。高速道路なんかを通そうと思ったら、20年、30年かかる。

さっきの地下鉄のほう、いいですかね。東京のほうで。こちら東京のほうも、実は1年、2年ではこういうふうにはできるわけではないんです、さっきも言いました。僕、40年前ぐらいに東京に住んでたんです。そのころ40年前とかは、私鉄というものは外のいわゆる鉄道ですけど、私鉄ですね。小田急線とか京王線とか東急東横線とかあるんですが、みんな山手線の駅が終点だったんです。京王線、小田急線は新宿止まり。それから、東急東横線、東急田園都市線は渋谷止まり。東武線は池袋止まり。みんなそんなだったんです。京成線というのは日暮里だったかな。みんな終点だったんです。

ところが40年たって、今どうなったかと言うと、みんなこの私鉄と地下鉄が結び付いて、ほかの私鉄ともまたつながってしまっていると。すごいです。だから、小田急線は確か、小田急線で新宿まで来て、地下鉄と結ばれて、千代田線に結ばれて、今度、東武何とか線につながるんですかね。大阪で言ったら、阪急電車が御堂筋線が何か大阪の地下鉄につながって、そのまま南海電車につながるとか、そんなことを平気でやってるんです。だから、

40年とか50年かかって、こういうふうになってきてるわけです。

大阪のこの発展。大阪に企業を呼び込んで来る、人を呼び込んで来る、大阪をどんどん成長させると考えたときには、1年、2年の話ではありません。30年、40年とかの話。

もう1つは空港の話です。東京、大都市が発展するということは、空港にも早く行けるということが非常に重要なんです。皆さん、成田空港って、昔、東京からものすごく離れてたというイメージあったかと思うんですけども、今はもう36分なんです、成田空港。無茶苦茶早くなってます。これは、また1本鉄道を引いたみたいなんですけども。成田空港と羽田空港って、今は1本の電車で行けるんです、93分。京成線と地下鉄と、それから京急が結び付いて。品川と羽田が14分です。今度は、モノレールの横にもう1本鉄道引くとか言ってます。こういうものを何十年もかかって、こういうことが今、花開きつつあるわけです。

大阪も、大阪の都心部と関西国際空港を直結させようということで、なにわ筋線という線を松井知事とやろうということで、今いろいろ話をして、それで動かしているんです。JRの大阪駅、あそこの前の広大な空き地を緑のまちづくりをやって、その下に地下の駅を造って、そして、なにわ筋線という地下鉄を掘って、そしてJRと南海に結び付けて、関西国際空港につなげると。でも、これを松井知事と決めても、これが実現するにはまだ20年とか25年かかるわけです。

大阪の発展を考えたときに、そんな時間の感覚でいいのかというふうに思ってます、僕はもう大阪府と大阪市役所が話し合いをするとか協議をするとか、そんなことではなくて、大阪府庁、名前が変われば大阪都庁ですけども、大阪都庁に全部、大阪の発展は任せると。それで大阪をガンガン引っ張っていってくれという思いで、今回、大阪都構想というものを提案をしました。

この大阪全体の発展を考えたときに、この大阪全体の発展を担う強力な役所を必要とするかどうか。僕は知事と市長の経験からして、今、大阪全体を引っ張ってくれる強力な役所がないなというふうに感じています。そこに新しい大阪都庁というものをしっかり作って、大阪全体を引っ張っていってもらおう。

これは、役所の組織改革でもあるんです。大阪市役所の職員の都市計画局という部隊は、大阪全体の仕事をやるにはプロ中のプロなんです、大阪市の都市計画局。でも、これは大阪市役所の職員ですから、大阪市内を見る目しか持っておりません。この都市計画局という素晴らしいこの大阪市役所の組織に、大阪府全体を見る、そういう目を持ってもらう。すなわち、大阪市役所の都市計画局というこの部隊をもう全部、大阪府庁のほうに移してしまう。これが大阪都構想です。大阪全体のことは、大阪都庁という強力な役所に大阪全体の発展を引っ張っていってもらおう。これが大阪都構想、2番目の理由です。

3番目は、今度は、大阪市内に本当に皆さんの声をしっかり聞く役所があるのかというところ。これが3番目の問題意識です。僕は、大阪市役所では不十分だと思っております。皆さんの声をしっかり聞く役所としては不十分だと思ってます。

それはなぜかと言うと、大阪市というのは260万人、人口がいますが、この260万人の人口というのは、広島県や京都府と同じ人口なんです。じゃあ、広島県や京都府は、住民の皆さんをしっかりと聞くためにどういう役所にしているかと言いますと、次の、これは、人形は選挙で選ばれた役所のトップだと思ってください。選挙で選ばれた役所のトップ。見てください。京都府。人口263万人。ほぼ大阪市と同じ人口ですが、この京都府には15人の市長と10人の町長と1人の村長、合わせて26人の市町村長、選挙で選ばれるこの役所のトップが26人もいます。この26人が分担して260万人の皆さんの声を聞いて、そして役所に指示を出して、26人もいます、選挙で選ばれるこの役所のトップが。

広島県は285万人という人口です。大阪市よりちょっと多いですけど。ただ、285万人の人口には、広島県には14人の市長と9人の町長、合わせて23人の市長・町長がいます、選挙で選ばれた役所のトップ。この人形の数だけいると。この人数で285万人の声を聞きながら役所に指示を出している。

じゃあ、大阪市はどうか。260万人の中で選挙で選ばれた役所のトップは僕だけです。1人で皆さんの声を聞きながら役所に指示をださなきゃいけない。正直、もう無理だなというふうに僕は感じています。だから、変えなきゃいけない。ここに選挙で選ばれた区長というものを置かなければいけないという、そういう問題意識になったわけです。

その意味で皆さんに、「いや、それは大阪市260万人で選挙で選ばれる市長は確かに1人だけでも、いやいや、旭区長がいるやんか」と皆さん思われるかもわかりません。今日、小川のほうに同席してもらっていますが、旭区長。

旭区民のことは多分、小川のほうがよっぽど僕よりも知って、旭区民のために日々仕事をしてきてます。非常に優秀な区長なんですけれども、小川区長は、ただ、選挙で選ばれてないわけです。選挙で選ばれていないので、最終決定権がありません。役所のお金を使う、まあ、ちっちゃなお金を使う決定権はありますけれども、図書館1つ建てるだけの決定権はないんです、小川のほうには。旭区民のことを一番知っていて、旭区のことをよく知ってる小川区長が図書館1つも建てられないのはおかしいじゃないかというのが、今回の問題意識の3つ目です。

図書館の状況。これ、見ていただきたいんですが、図書館の数なんですけれども、大阪市、どういうふうに建てているかと言うと1区・1館です。大阪市には24区ありますけれども、もう、1区・1館というふうに機械的に決めてます。これは、各区の人口、そういうところはもう考えておりません。もう1区・1館。

旭区は何人でしょう。人口は。

(小川旭区長)

9万ちょっとです。

(橋下市長)

旭区9万ちょっとの人口でも、図書館は1館。そして、福島区のほうは5万人の人口でも図書館は1館なんです。もう、1区・1館というふうになってます。

ところが、東京のほうを見てください。東京は、まさに特別区。今回、大阪都構想でめざそうとしている新しい区役所、選挙で選ばれる区長がいる特別区は、それぞれの特別区で、自分たちで図書館いくつにするか決めれるんです、決めてるんです、この特別区というのは。こういうのをめざしていくべきじゃないかというふうに、今考えてるわけなんです。

スポーツセンター、温水プールを見てください。これも大阪市の場合、1区・1館です。というのは、もうどこに2つ置くか、どこに3つ置くのか、ここの区はちょっと人口が少ないからいらんんじゃないかとか、そういうことが今、1人の、この選挙で選ばれた大阪市長だけでは調整ができません。だから、誰からも文句が出ないように1区・1館というふうに決めて、もう機械的に1区・1館というふうにしてしまってるんです。

でも、東京のほうは、見てください。東京の特別区は、もうそれぞれ自分の責任で決めれるわけです。もちろんお金の範囲というふうな制限はありますけれども、それでも、お金の範囲で、自分たちでその数を決めれる。まさに地域の皆さんが、旭区にとか自分のお住まいの近くに図書館がいくつ必要なのか、プールがいくつ必要なのか、スポーツセンターがいくつ必要なのか、もっと言えば、施設だけじゃなくて、どういう政策、どういう住民サービスが必要なのか。大阪市役所、大阪市長という1人で物事を決めるのではなくて、大阪市内5つのエリアに分けて、それぞれのエリアで決めていってくださいよというのが大阪都構想なんです。

この旭区と、先ほど僕、この説明会やって来ましたが、さっき、どこでやりましたっけ？

西区と、それから昨日は西淀川区なんかでやったんですけども、全然、旭区と西淀川区、それから西区、町の状況も違えば特色も違うし、住民の皆さんが意識している課題も全然違うんです、それは地域ごとに。さっき大都市局から説明をさせましたけども、5つの特別区にもそれぞれの特色があります。住んでいる方々の年齢層だったり、それと、商業地が集まっているのか、住宅地なのか。もう、それぞれの地域で課題・特色が違うわけです。にも関わらず、大阪市を1つの塊ととらえて、大阪市長・大阪市役所が物事を決めていく。そういう大阪の行政が、これからもそういう行政でいいのかというのが僕の問題意識です。

やっぱり多種多様、それぞれの地域で住民の皆さんが求めていることも違う。それぞれの地域の特色も違う。それぞれの住民の皆さんが求めていること、それぞれの地域の特色に合わせた行政を丁寧にやっていかなければいけないんじゃないかと。であれば、選挙で選ばれた大阪市長1人がやるのではなくて、小川区長のように本当に区民に近い、区民のことをわかっている、そういう区長が選挙で選ばれて、そして、その区長の下でその町の特色に合わせた、区民の皆さんの要望に合わせた行政をやっていく。それが、僕がこれからめざしている大阪の行政であります。

今回、こういう施設だけを言いましたけれども、例えば教育委員会の問題なんていうのもいろいろあるわけです。教育委員会では、体罰・暴力事案、大阪の教育現場での暴力事案、それから、こちらのほうは、いじめの事案。もう全然、大阪の教育現場は落ち着いておりません。

これを何とかしないといけないということで、教育委員会と話しているんですが、まだ落ち着いていませんが、ここで重大な問題なんですけども、大阪市には教育委員会が1つしかないんです、1つしか。学校数は、小学校・中学校で400校以上あります。すなわち、400校以上の学校を1つの教育委員会で見てる。こんなの、見きれません。普通は、教育委員会では、小学校・中学校10校から多くて40、50、60校、それぐらい見るのが限界なんでしょうね。ところが、今の大阪市の教育委員会は、小学校・中学校合わせて400校以上、1つの教育委員会が見てる。もう、これは現場、見きれないと思います。

大阪都構想になりますと、各特別区が独立に、自分たちのまちづくり、自分たちの地域のいろんな課題解決していく。そういう新しい特別の区役所になりますので、それぞれの特別区役所に教育委員会が置かれます。今、大阪市内に1つの教育委員会が5つ置かれることになります。これで、しっかりと子どもたち、学校の現場を見ていこうということなんです。

そして、児童虐待の問題。児童虐待の数もどんどん増えています。これを対応するためには児童相談所が対応するんですけども、大阪市は児童相談所が1つしかありません。これは足りない。ですから今回、僕は平野区のほうに2つ目の児童相談所を造るように、そういう指示を出して予算を付けたんですけども、2つでも足りません。

今回、大阪都構想になりますと特別区が5つになりますので、児童相談所も5つになります。ですから、住民の皆さんにもっときめ細やかに対応ができるのではないかと。教育委員会も5つになる、児童相談所も5つになる。だから、今の大阪市内で足りないもの、そういうものが5つに増えるということで、住民の皆さんにしっかり対応ができる新しい役所になるのではないかとというのが、今回の大阪都構想の提案理由です。

もちろん、児童相談所が5つに増えたからと言って、それだけで解決するんだったら、今増やせという話になりますが、児童相談所が増えるだけではだめなんです。選挙で選ばれた区長も増えなきゃいけないんです。

なぜかと言うと、今の僕1人、大阪市長1人の状態で児童相談所だけが増えても、なかなか僕の所に最後いろんな報告が上がってくる。「これは市長、どうしますか」ということが上がってきても、もう、1人では対応できない状況です。だから、1人では対応できないので、少なくとも僕のような立場の人間を5人置いて、大阪市内の5人で、そういう選挙で選ばれた区長5人で、しっかり大阪市民の皆さんをサポートしていこうというのが大阪都構想です。

区役所の組織図ありますか。それです。

今、区長というものが、今の区長、小川区長ですけども、区役所のトップですけども、

この小川区長は選挙で選ばれておりませんので、最終決定、持っておりません。ですから、大阪市役所の各役所の組織に指示・命令は出せないんです。だから、児童虐待の問題も今、小川区長のほうに一時的には対応してもらっておりますが、小川区長が何かそういう問題を認識しても、すぐに大阪市役所の関係各局にパッパと指示を出して「こうしろ、ああしろ」というふうには言えないわけです。児童相談所にも言えないんです、今は。

小川区長が結局、その児童相談所と話をして協議をして、そこでうまくまとまらなければ、最後は大阪市役所、淀屋橋中之島のほうにお伺いに行かなきゃいけない。お伺いを立てなきゃいけないんです。それはおかしいんじゃないですかと。現場のことを一番知ってる小川区長なんだから、小川区長のほうで、もう決定をして各役所のほうに指示を出せばいいのに、今の大阪市役所の体制では、それはできません。区長というものは、そういう立場ではないんです。小川区長というものは、僕の部下です。ですから、僕の裁量・職務命令で物事を決めなきゃいけない。小川区長が最後の決定を出す立場ではないんです。僕の部下なんです。職員と大阪市役所との関係でも、小川区長が大阪市役所のトップではないですから、大阪市役所の各局に指示を出せないんです。

皆さん、「区長、区長」ということで、なんか地域のトップで、小川区長に言えば何でも解決できるというふうに思われてるかもわかりませんが、そうではありません。最後は、区長が、今の大阪市役所の区長は、淀屋橋、中之島のほうの大阪市役所の本庁にお願いに行かなきゃいけない。

だから、図書館1つ、ここに建てるということも決めれない。保育所1つもここに建てるということが決めれないという立場なんです。それはおかしいんじゃないですかと。保育所なんていうのは一番、区長がどこに建てなきゃいけないのか、保育所に入れたい親御さんたちがどこに多いのか。そんなのは、僕とか、淀屋橋中之島の職員にはわかりません、旭区の状況なんて。

小川区長が、「いや、どうしても保育所をここに建てたい」と。今回は、病児保育といって、病気になった子どもを預かる、そういう施設も小川区長が、これをどうしても造りたいということを書いてくれたんですけど、それは本当だったら、選挙で選ばれてる区長だったら、自分で「じゃあ、これ造る」と言って決めれるのに、淀屋橋中之島に何べんも何べんもお願いというか、話をしに行って、最後、うまく話がうまくまとまるか、まとまらないかというところに、僕の所にその問題がやってきて、じゃあ、僕がやるということで決まったんですけども、そんな、保育所をどこに建てるか、病気になった子どもを預かる施設を造るかどうかなんて、これこそ本当は区長が決めるべきことなんです。

だから、僕は新しい特別区役所というものを5つを置いて、ここは新しい特別区役所、特別区長、もう新しい区長、選挙で選ばれた区長になるんですけども、要は、今まで僕がやってたところに、今度は区長が付いてもらって各役所に指示を出して、もう全部、区長で物事を決めてもらう。その地域のことは、全部区長に決めてもらうというような新しい大阪の行政というものをめざしていかないことには、大阪というものは良くなるんない

じゃないかというふうに思ってます。

と言いますのも、皆さん、これから役所は皆さんに何でもかんでも与えられる、皆さんの要求することに全部何でもかんでも「あれやります、これやります」と答えられるような、そういう時代にはもうなりません。ただ、皆さんに必要なものは、やっぱりどんどん増やしていかなきゃいけない、やらなきゃいけない。でも、そうであれば、何かをやっぱり我慢してもらわなきゃいけないというものが必ず出てきます。

昔のように、どんどん、どんどん税収が右肩上がり、皆さんにどんどん、どんどんその税金を配っていける時代ではなくなりましたので、その代わり、やっぱり必要なものがある。例えば、図書館が足りないのか、高齢者施設が足りないのか、何か高齢者に対するサポートが足りないのか、それはもういろんなことが、皆さんに要求することがあると思いますけども、必要なものを増やせば、何かを我慢してもらわなければいけないという、もうそういう時代になってきました。

そういう調整を大阪市長1人でこれからやっていくのかというのは、それは無理ですね。ですから、今は大阪市長も1人で、大阪市役所は1つですから、何でもかんでも1区・1館、もう大阪市全体のルールということで物事が決まってるんです。それで、それぞれの住民の皆さんの必要なもの、それから、我慢してもらうものを大阪市260万人全体でそういう調整をするのはもう無理だということで、大阪市内を5つに分けて、特別区役所を5つ作って、そこに選挙で選ばれた区長を5人置いて、それぞれの地域の中で、必要なものと我慢するものを皆さんで考えてもらう。最後は区長選挙で決めてもらう。

今度、大阪都構想になると、大阪市内、5人の選挙で選ばれる区長が誕生しますから、それぞれ大阪市内5つのエリアで区長選挙が始まります。区長候補者が、「我がこの東区は」、皆さんがお住まいの旭区は東区になりますけども、「この東区は、こういうところに力を入れていきますよ。こういう町にしていきますよ。東区はこうします」ということを言う区長候補が出てきて、最後はどの区長にするかということをお皆さんが1票入れて決めるわけです。

今、大阪市内は大阪市長1人ですから、大阪市長選挙でしか皆さんは1票を入れられません。ですから、僕は市長選挙のときに「大阪市をこうします。大阪をこうします」ということで、大阪全体のことを語るわけです。そこで、候補者に皆さんがどういうことでどういう市長がいいのかということで1票を入れる。でも、それはもう違うと僕は感じているんです。

そうであれば、大阪市内、これを5つのエリアに分けて、大阪市全体での選挙じゃなくて、東区は東区の中でどういうまちづくりをしていくのか、どういうサービスを提供していくのか、それを区長候補に語らせて、新しい東区で選んでもらう。そういうことで、大阪市内5つのエリアが、それぞれの地域の特色に合わせたいろんなまちづくりをやっていく。そういう多種多様な新しい大阪の行政というものが必要なのではないかとということで、大阪都構想というものを提案させていただきました。

この二重行政をやめなきゃいけない。それから、税金の無駄遣いを止めなきゃいけない。大阪全体の発展のためには、大阪全体を引っ張る強力な役所が必要である。それから、この大阪市内、今までのように大阪市、全部一律に金太郎飴みたいな行政をやるんじゃなくて、大阪市内5つのエリアに分けて、その地域の皆さんで自分たちの地域のことは決めてもらう。保育所とか図書館とかいろんなことを、何をどこにいくつ造るのかぐらいは、大阪市長が旭区のこと、この近くのことを決めるんじゃなくて、皆さんのお住まいの所に近くにいる選挙で選ばれた区長が自分の判断で、何をどこにいくつ造るのか、そういうことを決めていくような、そういう新しい大阪の行政をやっていかなきゃいけないんじゃないかということで、この大阪都構想というものを提案させていただきました。

実際に、こういう役所の作り変えは東京で行われました。東京も72年前までは東京府と東京市だったんです。72年前まで東京も東京府と東京市だった。東京府と東京市がそれぞれ東京全体に関わる仕事をそれぞれバラバラなことをやっていた。これが非常に問題になりまして、1943年、今から72年前に東京府と東京市を合わせて作ったのが東京都なんです。東京府と東京市を合わせて作ったのが東京都。

そういう歴史を振り返ってみると、大阪の場合にも、大阪府と大阪市、これを合わせて大阪府、名前が変われば大阪都になりますけども、こういう新しい役所を作って二重行政という問題を解決し、そして、大阪全体を引っ張っていく役所として大阪都庁というものをしっかり作り、そして、住民の皆さんの声をしっかり聞くために、この大阪都の中に5つの特別区というものを置いて、選挙で選ばれた区長を通じて住民の皆さんの声をしっかり汲んでいく。こういう新しい役所を一から作り直していこうというのが大阪都構想です。これが大阪都構想提案の理由です。

皆さんからすると、「じゃあ、本当にこんな大阪都構想をやって特別区ができて、本当にそれで行政できるの？お金が回るの？」という心配があるかも知れません。それは、こちらのほうのパンフレットのほうで示しております。そして、まずこちらのパンフレットは、特別区設置協定書を要約したのですが、特別区設置のための協定書、まあ特別区設置のための計画書みたいなものなんですけど、これは大阪府議会・大阪市議会で、維新の会、公明党の賛成多数で可決をされた、ある意味、計画書、協定書です。そして、国のほうにもチェックを受けて、問題がなし、特に意見はなしという形になっている、きちんと国のチェックを受けた協定書。

それを要約したものなんですけども、特にお金の問題で28番。28ページです。全体じゃなくて東区の所。皆さんお住まいの所は、今度は東区という所になりますが、お金は、現在のお金よりも、徐々に使えるお金は増えてくるという計算結果になっております。皆さんのこのお住まいになる今度新しい東区になる所は、この大阪都構想というものをきちっとやって特別区ということを設置する、そのときに、きちんと徐々に使えるお金は積み上がってくる。17年間で大体566億円がさらに積み上がるというような計算結果になってます。でも、これは相当幅のある数字ですから、きちっと566億というわけではないんです。

が、何が言いたいかというと、「きちっと特別区は今の大阪市役所が提供しているサービスというものをきちっと提供しながら、きちっと特別区役所は機能ちゃんとできますよ、仕事できますよ」ということがここで裏付けられております。

ですから、大阪都構想というのはお金だけの問題ではないんです。二重行政というものをもうやめると、さっき言いました、大阪市役所・大阪府庁が数々の事業の失敗をやってきましたけれども、こういうことをもう止めようというふうな、止めるのかどうなのか、止めていかなきゃいけないという問題意識を持つかどうか。それから、大阪全体の発展を引っ張っていく大阪府庁、名前が変われば大阪都庁。こういうことを必要と考えるのかどうか。

さっきも言いました。大阪の発展ということを考えれば、決まってから 20 年も 30 年も 40 年もかかるわけです。ですから、それをもっとスピーディーに決めていかなきゃいけない。今までの大阪府庁・大阪市役所の話し合いだけでやっていくというのが本当にいいのかどうか。

それから最後は、大阪市内 260 万人という、この大きな単位を 1 つの塊ととらえるような大阪の行政でいいのか。5 つのエリアに分けてそれぞれの地域の特色に合わせた、そういうまちづくり。区長選挙というのを通じて、住民の皆さんがどういうまちづくりをしていくのか、5 つのエリアに分かれてやっていくべきではないのか。そういう問題意識を持たれた方は、これは新しい役所作りというものを、こういうものをめざしていくべきではないかという考え方になると思います。

一方、反対派の人たちの考え方は、皆さんのお手元の資料の 1 枚ものの所にまとめております。賛成・反対派の意見をまとめております。

特に反対派のほうの意見のほうを見ていただきたいんですが、反対派の人たちの意見はこういうことを言っております。「住民サービスが低下する」というふうに言うんですけども、先ほども言いました。ここで重要なことは、住民サービスというのは、皆さんが必要なものを増やしていく。そして、我慢しなければいけないものを我慢していく。これをやらないと住民サービスというものは向上しません。それをやりやすいのは、大阪市長 1 人のほうがやりやすいのか、各特別区長 5 人、選挙で選ばれた区長 5 人出来たほうがそういう調整がやりやすいのか、ぜひそこを考えていただきたいと思います。

ただ、お金の面は、今、大阪市役所が持っているお金、これは特別区になったからと言って減るわけではありません。減るわけではありませんので、サービス水準は下がることはない。ですから、真っ向から今回の反対意見は「住民サービスが低下します」となっていますけども、このパンフレットに書かれているとおりお金の額はきちんと確保するわけですから、住民サービスが低下することはありません。

また、教育委員会が 5 つに増えるとか、児童相談所が 5 つに増えるということを、皆さんはこれを住民サービスの向上ととらえるのかどうか。僕は、これはしっかり住民の皆さんにきめ細やかな対応がよりできると思うので、住民サービスは向上すると僕は考えてお

ります。

それから、保育所とか特別養護老人ホームが、特別区ができる、隣の区の特別養護老人ホームとかに入れないと書いてるんですが、これは事実誤認です。特別養護老人ホームは、どこに住んでいようが、どこの特別養護老人ホームでも入れます、これは。

それから保育所とか幼稚園なんですが、これは確かに特別区民はその区内の保育所・幼稚園に通うことが原則になりますが、多くのお母さん・お父さんは、自分の住んでる区内の幼稚園に通いたいというのが普通です。特別区長になれば、区民のために選挙でやっぱりこれは落とされるわけですから、区民の皆さんがちゃんと通えるような保育所の数・幼稚園の数、きちっと整備をしていきます。幼稚園は私立がやるんでしょうけど。私立は区は関係ないですから、私立はどこの幼稚園でも行けます。公立の幼稚園ということになれば、本当に今、公立の幼稚園が大阪市内にその数が必要なのかどうなのか、これはちょっといろいろ議論があるところで、やっぱり私立の幼稚園は別に、区をまたがってどこの区の幼稚園でも行けます。

保育所に関しては、確かに特別区内、区民の皆さんは区内の保育所に通うことが原則ですけれども、それは選挙で選ばれた区長が誕生すれば、区民のために自分の地域、一生懸命、保育所の整備をします。今、僕は大阪市長ですから、大阪市内で保育所の整備をダッシュと進めています。

そこで、旭区民のこととか都島区民ということを考えるんじゃなくて大阪市民で、とにかく大阪市民の皆さんが全部入れればいいというふうに考えてますので、申し訳ないですけども、旭区にはちょっと足りないとか、そういう状態が出てます。それは「隣の区の保育所に行ってください」とか、そういうことになってます。これはやっぱり特別区役所ができる、区民の皆さんがちゃんと区内で通えるように、それは区長がきちんと整備をします。

それから、600億円以上の問題というのがありまして、この大阪都構想というものをやろうと思うと、最初に600億円ぐらいの経費がかかるといわれています。コンピュータのシステムの経費だったり、役所の整備をやったりする経費です。この600億円をどうとらえるかということなんですが、二重行政を解消したり、税金の無駄遣いを止めたりとか、皆さんの声をしっかり聞く役所を作るということのために600億円を使うことは、無駄ととらえるのか、いや、新しい役所作りのためには、これぐらいかけてもいいではないかと考えるのか、そのどちらかによって賛成・反対が分かります。

パネルの2番。あ、これでいいです。

先に言っておきますと、お金の面は、最初に600億円がかかったとしても、きちんと大阪都構想を実行していけば、600億円最初にかかるお金を差し引いたとしても、ちゃんと使えるお金は増えてくるという推計のこういう計算結果が出ています。最初に600億円がかかったとしても、ちゃんと後からそれは回収して、それを差し引いたとしても、使えるお金は増えてくると。

そして、何よりも重要なことは、パネルの2番・3番。もう一度このパネル見ていただきたいんですが、これまでの数々のこのような事業の失敗によるこの金額。よく見てください、事業の失敗の金額。大阪府庁のほう。この事業の失敗の金額。こういう失敗を見て、こういうことを二度とさせないように役所を作り変える費用として、最初に600億円かけることが、それが無駄なのかどうなのかというところを、また皆さんに考えていただきたいなと思っております。

そして、パンフレットの19ページです。反対派のこの意見、また、賛成・反対の意見、両方、お帰りになって見ていただきたいんですけども、反対派の意見の中に、「大阪府に皆さんの税金が取られる、取られる」というふうに反対派の人は言ってます。そもそも皆さん、市民でもあり府民でもありますので、大阪府に税金取られるという意味が、僕は知事をやってたのでよくわからないんですけども。僕は知事をやって、旭区民の皆さんからも票をいただいて知事をやりました。僕は大阪市民のためにも仕事をしていた。だから、大阪府知事に大阪府に税金を取られるというのはよくわからないんですけど、反対派の人はそう言ってます。

それはどういう意味なのかなと思うんですけど、皆さんの税金は、一部はそのまま新しい東区に入りますが、一部は一回大阪府の会計に入ります、一部はですね。このことを思って反対派の人は「税金取られる、取られる」と言ってるのかもわかりませんが、違います。これは大阪府の会計に入りますけれども、その後、5つの特別区に公平に配分するんです。

なんで一回大阪府の会計に入れなきゃいけないかと言うと、この5つの新しくできる特別区は、税金が多く集まる所とそうでない所、ここに差があります。やっぱり梅田とか難波では税金多く集まります。だから、各特別区が公平に税金の配分を受けられるように、今、大阪市が提供しているいろんなサービス、これがちゃんとできるお金、これをそれぞれの特別区にちゃんと確保できるように一回大阪府が預かって、そこから配分をしていくんです、公平に。

と言いますのは、今の日本の国の税金の仕組みを見てもそうなんです、東京・名古屋・大阪で日本全体の税金の6割とか7割を集めるわけです、東京・名古屋・大阪で。じゃあ、東京・名古屋・大阪で集めた税金全部、東京・名古屋・大阪で使うかと言うと、それは、そういうことはしておりません。東京・名古屋・大阪で集まった税金を一回国が集めて、そして47都道府県に公平に分配していく。

それと同じような仕組みがこれです。一回皆さんの税金は大阪府の会計に入りますけど、ここから5つの特別区に公平に配分をしていく。ですから、これは大阪府に税金が取られるということも、間違いなくそういうことはないというふうに思っています。

そして最後、31ページですけども、先ほど大都市局から説明をさせましたけども、こちらのほうに問い合わせを載せていますが、特別区になっても住民サービスは上がりません。むしろ向上していく。皆さんの要望に基づいて丁寧な対応ができるというふうに思ってます。

す。

これまで納めていた税金や水道料金、特別区になることによって上がることはありません。市営住宅の料金も上がりません。国民保険料・介護保険料のお金も上がりません。これまでの地域のコミュニティ、町内会や地域の行事もなくなりません。今ある区役所、旭区役所もそのまま残って窓口サービスをやります。運転免許証や国民健康保険証などの住所変更手続きの負担もないように調整をします。市町村合併のときには、住所などの表記が変わりますが、市町村合併をやれば住所は変わるんですが、そのときにも運転免許証とか国民健康保険証、不動産登記簿、このような住所変更の負担を住民の皆さんにかけることはありませんので、それと同じような対応をしていきたいと思っております。

以上、大阪都構想についての提案理由を説明させていただきました。ご清聴ありがとうございました。

(司会)

それでは、これより質疑応答に移りたいと思っております。皆様に挙手をいただき、私が指名した後、担当がマイクをお持ちいたします。この説明会はインターネット中継されておりますので、必ずマイクを通してご質問願います。

なお、本日の質疑内容は、後日、議事録としてすべてホームページに公開されます。本日の説明会での質疑応答には、時間に限りがございます。時間がまいりましたら質疑を打ち切らせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。また、特別区設置協定書に関する質問につきましては、本日の説明会場に用意している質問用紙を提出していただければご回答したいと考えております。回答につきましては、後日ホームページで掲出したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。それでは、ご質問のある方、ご着席のまま挙手をお願いします。

それではまず、こちらの列から、こちらの上のほうの、上から2番目の男性の方、今、後ろを振り返られた方、はい、そちらの方、お願いします。はい、よろしくお願いたします。

(質問者1)

わかりやすいご説明、ありがとうございました。

(橋下市長)

いえいえ、すみません、もう時間の制限がありまして。

(質問者1)

資料の21ページ。市民の財産、関西電力の株式です。これを2年間で売却しない理由と、いうのを教えていただけませんか。

(橋下市長)

え？2年間で売却しない。今、売却の手続きで議会のほうに出しているんですけども...

(質問者1)

ええ。3月の議会で否決されましたよね。

(橋下市長)

全部否決されてます。

(質問者1)

はい。それを否決した党を教えてくださいませんか。

(橋下市長)

維新の会以外です。自民党・民主党・公明党・共産党がみんな、関西電力の株式の売却を反対しました。

(質問者1)

確か、自民党の幹事長は関西電力の出身者ですね。

(橋下市長)

ええ。元社員だったと思います、はい。

(質問者1)

それは、非常におかしいと思うんですが。

(橋下市長)

すみません、今日は政治的な説明ができない場なので、また別の機会です。僕も政治集会やりますので、そこでご意見いただけたらと思うんですが、関西電力の株式は、今、自民党・民主党・公明党・共産党の各会派によって否決をされてしまったと。僕は、大阪市役所がもう持っておく必要はないというふうには思ってます。これを売却したものをきちっと特別区に移して、また、これは特別区の財産として選挙で選ばれた区長に活用してもらいたいなというふうに思っています。

(質問者1)

それを区の財産で分割してください。

(橋下市長)

そのようにしたいんです。

(司会)

それでは、次の質問のほうに移りたいと思います。質問のある方、挙手のほうをお願いします。それでは、こちらのほう、一番こちら側の列で、その椅子の席の前から2番目の右から3番目の男性の方。はい、よろしくお願いします。

(質問者2)

何点も意見はあるんですが、2時間ぐらいしゃべらせてくれへんのでしたら、なるべく絞っていきたいと思います。

(橋下市長)

はい、すみません。

(質問者2)

二重行政のことで意見あるんですけど、市立大学がある、府立大学がある、他都市から来ると、そういう言い方をされてましたけど、府立大学、市立大学そろって、他府県からも来てますよね。

(橋下市長)

来てます。

(質問者2)

そんなこと言うたら、「国立大学だけあったらええやないか」ということになりますわな。

(橋下市長)

ええ。

(質問者2)

ほな、地方自治体の役割は何やと。病院もそうやと思います。それを二重行政や言うのは、私は違う。思います。それが1つです。

もう1つあるんです。この説明書にあるんですけど、特別区設置協定書について、住民投票が行われると書いてあります。なぜ、ここに「大阪市は廃止される」と書いてないんですか。その説明足りない。1カ所だけ、「住民投票の結果、廃止されます」と書いて、ちっちゃくあるんです。しかし、大都市局長からの説明には、それは抜けてます。なぜ、「大

阪市廃止」という文言を、私は、避けてるように思うんですけど。

(橋下市長)

いや、避けてません。結果はそうなりますけども。

(質問者2)

いや、今、質問中です。しゃべらないでください。

(橋下市長)

法律、特別区設置が。

(質問者2)

まだ質問中です。

(橋下市長員)

1問と言われたと思うんですけど。

(質問者2)

違います。

(橋下市長)

先ほど、1問と言ったような。

(司会)

すみません、簡潔にお願いします。すみません。

(質問者2)

もう1つは、開発に何十年もかかるというようなことを言われながら、また、区長は5人おった方がいいとか言うてましたけど、じゃあ、何のために地方自治体に議員はいるんですか。首長が全部決めるんですか。議員は何のためにいるんですか。そのところを、とにかくきちんと聞きたいと思います。

(橋下市長)

はい、ありがとうございます。貴重なご意見であります。非常に重要なポイントだと思います。

二重の問題で、大阪市立大学と府立大学という問題は、「まあ、いいじゃないか」と。結

局この問題、大阪都構想は、僕、今、冒頭ですっと説明をさせていただきました。「いろんな問題意識ありますね」と。この問題意識が問題じゃないと考える人は、もう大阪都構想反対になると思います。

今のままでも、例えば二重行政はなくなると、大阪府庁と大阪市役所が話し合いをすればなくなるとか、それから、話し合いをして大阪全体を発展できるんだとか、それから、今の区長でも充分皆さんの声を聞いて、ちゃんと行政ができると考えてる人は、今のままでもいいという人は、もう大阪都構想反対になると思うんです。

大学の問題も、「じゃあ、今のままでいいのか」ということなんですが、負担を見てください。パネルの4番。よく見ていただきたいんですが。皆さん、これは何べんも僕、説明させてもらったんですけど、この負担って、大学は否定してないんです。大学をなくすつもりはありません。府立大学と市立大学どっちか1つつぶすなんてことじゃないんです。

皆さん、負担考えてみてください。皆さんは大阪府立大学の負担してるんです、府民税で。そして、大阪市立大学も市民税で負担してるんです。「こういうことを、ずっと将来やっていくんですか」ということです。

大阪全体に関わる仕事は、皆さんは府民税でも負担してるのに、市民税でもこれからもずっと負担していくのかと。そういう問題です。ただ、それでもいいという方は、もう大阪都構想反対でいいと思います。

(質問者2)

その人たちを、自治体はやらんということやない。

(橋下市長)

いや、ですから、負担をそれだけ、皆さんに過大な負担を、もっと言えば、これは子どもたちや孫たちがずっと背負っていく負担になるので、「何でもかんでも大阪市で全部抱え込むということは、もうやめたほうがいいんじゃないですか」という話です。

例えば地下鉄。さっきも言いました。地下鉄は、大阪市民の利用者が3割です。7割は大阪市民以外なんです。でも、大阪市というものが全部負担をしてきた。これは、今まで僕は大阪市役所の役割を否定しません。大阪の発展を支えてきたのは大阪市役所なんです。

だから、市役所、僕がさっき言いました、大阪市役所の仕事というのはちょっと特殊であって、通常の仕事とは別に、大阪全体の仕事もやってきた。でも、これは全部皆さんの負担でやってるんですからね。「それがいいんですか」ということです。

だから、大阪市が何でもかんでもこれからもやるというんだったら、そういう考え方でしょう。例えばバイオ研究所というものも大阪市役所は持ってました、バイオ研究所。年間6億円のお金がかかってるんです。バイオ研究所って、これ、市民のために何かなるかといったらそうじゃないんです。でも、すごく素晴らしい研究やってるんです。今回どうしたか。もう理化学研究所のほうに引き取ってもらいました。だって、そんなの市民の税

金でやる必要ないんですもん、もうそれは。国がやってくれたらいい話なんです。

だから、「大阪市でやること、今度、特別区でやること、仕事の役割分担しましょう」と。「動物園だって何だって、大阪城の公園だって、全部これ、市民の負担でやらなきゃいけないんですか」ということです。それでもいいという考え方の人は、大阪都構想反対。僕は、もう違うと。「やはり仕事の役割分担して、大阪市民の皆さんは大阪府民でもあるわけですから、大阪全体に関わることは、もう府民全体の仕事にしていったら、大阪府庁の仕事、新しい名前が変わる大阪都庁の仕事にしていったらいいんじゃないですか」と。

ただちに皆さんの負担が軽くなる話ではないですよ。すぐには軽くはならないけども、考え方としては、「もう大阪全体の仕事は、大阪府民全体でそれを負担していくということ、そういう考え方にしていかなきゃいけないんじゃないですか」ということです。

ですから、府立大学と市立大学、別に市立大学をつぶすわけではありません。法律改正ができて大阪都になれば、これは都立大学になります。府立大学と市立大学が合わさって大阪都立大学になる。僕はそれでいいと思っております。

それから、「大阪市廃止」という文言は敢えて入れていませんけども、大阪市は確かになくなりません。ただ、それをどうとらえるかということです。新しく名前が変われば大阪都になる。そして、特別区になりますので、東京と同じようなスタイルになるわけです。東京都渋谷区、東京都新宿区。これで別に新宿の皆さん、東京の皆さんは、東京も 72 年前、東京市・東京市役所がなくなりましたが、72 年たった今、東京都民の中で、「東京市がなくなって問題だ、問題だ」と言ってる人は、僕は聞いたことありません。

それから、議員ということを言われましても、議員と市長は全然違います。議員も確かに重要です。でも、議員は役所に対して指示・命令はできません。実際にこの町をどうするか、役所のお金をどう使っていくのか、この予算編成権というものが一番重要なんですけども、これは選挙で選ばれた役所のトップしかできません。議員にはできません。

議員はいろいろ意見を言うことはできますけれども。ですから、図書館をいくつ増やす、こっちを削る、高齢者の皆さんにこういうサービスを提供する、子育て世代にこういうサービスを提供する、この予算編成というものが一番重要で、これは役所のトップしかできませんので、議員がいくらいたとしてもだめなんです。やっぱり大阪市内には選挙で選ばれた区長が 5 人いないと。そして、区長選挙でそういうことを皆さんに決めてもらわないと、大阪市内、皆さんの声を反映した 5 つのそれぞれの地域の特色ある、そういう行政ができないと考えております。議員と選挙で選ばれた長は違います。以上です。

(司会)

それでは、次の質問に移ってまいりたいと思います。ご質問のある方、挙手のほうをお願いします。そしたら次、真ん中の列で、女性の方がまだないので、そちらの、はい。

(質問者 3)

私は2点ほど、数字の部分で、

(橋下市長)

あ、はい。

(質問者3)

感じたニーズのほうです。

1つは、政令都市の権利がなくなりますので、国民健康保険料が、昨年10月10日に、北山議員の質問で福祉局のほうとして、約2万3,000円上がるという回答が出てますよね。

(橋下市長)

いや、国民保険料は、僕は維持しましたよ。上げてません、それは。

(質問者3)

いや、今は上げてませんが、それは答弁としてそうだったから、その2万3,000円が国民健康保険料として値上げするという...

(橋下市長)

しません。それはもう全くなさです。僕はパーセンテージを上げてません。現状維持してます。

(質問者3)

じゃあ、この福祉局の答弁はうそだったんですか。

(橋下市長)

それは、だから後で僕の決定、その答弁を僕は聞いてませんけれども、僕は出ていませんので。

(質問者3)

でも、ビデオを見ればわかる。

(橋下市長)

国民保険料は上げてません。で、これは大阪都構想とは全く関係ありません。国民保険料は全く上げてません。介護保険料は上げさせてもらいました。

(質問者3)

介護保険が、これは3月7日、朝日の記事だったと思うんですけど、政令都市20ある中で、大阪市が断トツ2位ですね。

(橋下市長)

高いです。

(質問者3)

6,700円。

(橋下市長)

はい。

(質問者3)

この数は正確ですか。

(橋下市長)

ちょっと金額はどうかわかりませんが、大阪市は、介護保険料が一番高いです。で、これは大阪都構想とは全く関係ありません。

ただ、なぜ高いかと言えば、介護保険を使う人たちが多いからです。使う人たちが多ければ保険料は上がっちゃうんです。これは当たり前の話なんです。それってしょうがないんです。だから、介護保険料をもし上げないというのであれば、大阪市民の皆さんが節度ある介護保険の使い方をしていただかなければいけない。

そしてもう1つは、今度は特別区というものができれば、こういうやり方も考えられます。僕はその北山議員とさんざんやり合って、北山議員は「税金を入れて、介護保険料を下げろ、下げろ」と言うんです。これ、入れるとまた何百億というお金を入れなきゃいけないんです。

僕はこれ、できません。大阪市というのは、教育予算というのは無茶苦茶少ないんです。ひどいもんです、子どもの教育予算というものが。僕は、「こっちのほうを増やすということで、介護保険料に税金を入れることはできません」ということで、もうさんざんやり合いました。

ただ、こういうこともできます。大阪市内5つの特別区ができて、北山議員のような方が区長になれば自分の判断で税金を、まあ、これは介護保険については一部事務組合ということになりますから、保険料自体をダイレクトに下げることはできませんが、やろうと思ったら、特別区長に北山議員のような方が選ばれたら、現金を配ることはできます。その介護保険をしている方に、介護保険料サポート給付金みたいなことを配るということは、選挙で選ばれた区長だからそういうことできるんです。

ただ、それを住民の皆さんが求めるかどうかです。そういう区長候補者が出たときに当選させるかどうか。たぶん普通は、「え？お金どうするの？」という話になると思います。

ただ、僕は「大阪市長としては、介護保険料を下げるために莫大な税金を入れるということではできません」ってことを言いましたけども、まさに特別区というものができると、それぞれの地域に応じて、本当に北山議員のような考え方の人が多い地域だったら、介護保険料を下げるような、そういう話もできる。まさにメリット。お得。ぜひ今後、考えてもらいたいんですけどね。

(質問者3)

政令都市のままだったら、上がらないのかなと。

(橋下市長)

政令指定都市であろうが何であろうが、保険料は関係ありません。政令指定都市でも、上がるのは上がるんです。それはちょっと完全に事実誤認ですよ。今の大阪市役所のままでも、実際に保険料上がってるじゃないですか。今の大阪市役所の状態でも保険料上がってるでしょ。

(橋下市長)

うん、そう。だから、これは国全体で考えなきゃいけないことです。医療を使う、介護保険を使う、誰かが負担する。それを、子どもたちや孫たちにつけを先送りしないのであれば、使った人たちで負担をしていく。これはもう当たり前の話です。

これは今の大阪市役所の状態でも、保険料は実際に上がっていったるわけですから、大阪都構想をやったから上がるという話では全くないです。で、国民保険料は、僕は上げてません、これは。「もう上げるな」ってことを言いました。

(司会)

それでは、すみません。時間の関係もございまして、質問はあと1人で最後にしたいと思います。それでは、最後の質問者ということでお願いします。それでは、男性2人、女性が1人になってますので、そちらの女性の方。

(橋下市長)

お兄さん、すみません。僕が今日当てられませんので、質問用紙の紙に書いていただけましたら、きちっと特別に回答させていただきますので。申し訳ないです。

(司会)

それでは、すみません、よろしく申し上げます。

(質問者 4)

2 点、質問があります。

パンフレットの 2 ページ目の下から 11 行目。「17 年間で 2,700 億円にのぼる」と書いてあります。2,700 億円はどこから出てくるのか、細かく教えてください。

2 点目の質問です。一部事務組合と職員体制のことですが、パンフレット 17 ページ、一部事務組合に移る庁舎の職員数は 400 人で、24 ページの真ん中の辺りに、120 の一部事務組合があって、60 はシステムのほうを出すんですけども、これを単純に割りますと、400 人 ÷ 60 としても、大体 6 人ぐらいで 1 つの事務組合の仕事をやるといふふうに考えたらいいわけですか。

(橋下市長)

じゃあ、ちょっとよろしいですか。事務方のほうで。推計と一組と。

(山口大阪府市大都市局長)

では、我々事務局のほうでご説明します。まず、2,700 億円がどう出てくるのかということですが、資料の 30 ページをお開きいただきたいと思います。どう推計したかということ、まず算定方式ということでお示しをします。まず、前提になってるのは、今の大阪市の中で今後の財政収支推計というものが、市としてやっていけばどうなるのかというものが、まず出ております。

これを特別区分と大阪府に行く分、これも事務の内容ですけれども、これに基づいて分けまして、これに再編効果額といわれるものと、先ほど言いました 600 億円のコストと、これを引いて、それぞれ特別区の収支なり、大阪府の収支なりを出していくということです。

具体的に再編効果というのは何かというのは、その 2 番目の所を書いてまして、例えば地下鉄の民営化をやるであるとか、一般廃棄物の民営化をやる、あるいは病院の改革をやる、あるいは、先ほどご説明しました職員体制によって、一定の人員減というのが見込まれますので、こういうものが達成をされれば再編効果というのは出てくるだろうと。

これに対して、再編コストが、先ほど説明した 600 億円を引いていって、毎年の推計を重ねていくと、先ほど言ったように、特別区全体であれば 2,762 億円、これは非常に粗い、一定の税収の見込みというのは、内閣府が出している経済成長に合わせて出してるのか、そういうことがありますので、一定の幅を持っていただく必要はあるとは思いますがけれども、トレンドとしてはこういう推計になるということで、はじき出させていただいているものです。

次に、2 点目の事務組合には 400 人の職員がいるというのを、事務数で割っていただいて、それで何人になるんやということですが、職員というのは必ずしも事務数と連

動してるものではないんです。

事務数というのはいろんな数え方があって、ほとんど人がかからない、例えば、私1人の職員ですけれども、0.1人でできるような事務数も1というふうにカウントされれば、あるいは3人でやらないとできないようなものでも、1というふうにカウントしたりしますので、必ずしも事務数で職員数というのは出されてるわけではないと。

ただ、ここで出させていただいている数字というのは、今現在こういう事務をやるうとした場合、それぞれの中核市というものでやられた場合であれば、先ほど言った、この事務であれば0.1人であるとか2人であるとか、そういうことを積み上げて、大まかに400人程度の職員が必要だというふうに出させていただいているということですので、必ずしも事務数と職員数が連動しているものではないということをご理解をいただきたいと思いません。以上です。

(橋下市長)

皆さん、本当にこの短い時間の中ですべてをご理解いただくというのはなかなか難しいかと思えます。ただ、この大阪に対する問題意識、僕が知事をやり、市長をやって、大阪府庁と大阪市役所に対する問題意識、今日、本当に述べさせてもらいました。

二重行政の問題、税金の無駄遣いの問題、大阪全体を引っ張っていく役所がないということ、それから、皆さんの声をしっかり汲んで、その大阪市内地域の特色に合わせた、そういう行政をやる役所が今欠けているという、この問題意識。この問題意識を解決するために、今回このような役所の新しい、一から役所を作るという大阪都構想を提案させてもらいました。

でも、「そんなことをやる必要ないよ。今の大阪府庁・大阪市役所のままだも、話し合いをやれば大丈夫だし、今の区長のままだもできるよ」という考え方の方は大阪都構想反対となります。一から役所をやっぱり作り直さないと変わらないなということになれば、大阪都構想賛成となります。

今日のお話を聞いていただいて、あとは皆さんにご判断をいただきたいと思えます。

今日聞いても、「もう全くさっぱり、やっぱりわからんわ」という方、どれぐらいいらっしゃいますかね。ああ、そうですか。

「まだ、ようわからんわ」という方は、どれぐらいいらっしゃいます。ああ、そうですか。

「大体よくわかった」という方は。ああ、そうですか。

「よくわかった」という方は。ああ、そうですか。

すみません、もうこれはちょっと僕の説明不足、説明力のなさで、本当申し訳ありませんが、今日は本当に長時間、これだけ皆さんに聞いていただきまして、本当にありがとうございました。感謝を申し上げます。

この後は、5月17日、本当に未来を決める重要な重要な皆さんの1票になります。子ど

もたちや孫たちに、この後ずっと残っていく、この大阪に対する皆さんの1票になりますので、どうか皆さんにしっかりとご判断をいただいて、5月の17、また住民投票をよろしく願いたします。本当に今日はありがとうございました。

(司会)

本日は満席でございますので、係員のご案内するまで、そのまましばらくお待ちいただけますよう、願いたします。それでは、説明会終了にあたりまして、願とお知らせを申し上げます。

本日お配りした資料は、お捨てにならないように必ずお持ち帰りください。住民投票は5月17日、日曜日でございます。大切な1票ですので、必ず投票してください。住民説明会は、他の会場の説明会もユーストリームによりますネット中継録画、および全区役所でも中継しています。もう一度説明を聞きたい、他の会場の質疑内容をご覧になりたいという方は、そちらもご利用いただきたいと思います。

それでは、本日はこれをもって特別区設置協定書についての住民説明会を終了いたしたいと思えます。お帰りの際は、階段などで転倒されないようにお気をつけ願いたしたいと思います。